

現行計画における目標

1 量の確保

一時保護児童の増加にともない、一時保護所の定員超過状態が慢性化。このため、4センター体制の整備にあわせて定員を180人とする。また、乳児院・児童養護施設の一部を一時保護専用施設として運用することを目指す。

2 質の向上

一時保護児童の安心・安全な生活を保障するため、日記・生活アンケート・意見聴取等措置の実施等により、生活しやすい環境づくりを行う。また、職員研修やOJTによる計画的な人材育成を実施し、今後の増員に向けた体制強化をはかる。

計画期間における整備・取り組み方針

令和6年度末に新中央こども相談センターの開設、令和8年度中に南部こども相談センターの再整備が完了するとともに、東部こども相談センター開設予定。

	中央	北部	南部	東部	計
現在	男子学童：26 女子学童：－ 幼児：－	男子学童：－ 女子学童：30 幼児：24	男子学童：10 女子学童：10 幼児：10		男子学童：36 女子学童：40 幼児：34
最終	男子学童：25 女子学童：25 幼児：10	男子学童：15 女子学童：15 幼児：10	男子学童：15 女子学童：15 幼児：10	男子学童：15 女子学童：15 幼児：10	男子学童：70 女子学童：70 幼児：40

- 新中央こども相談センターには、「開放型一時保護所」を併設し、通学支援を実施予定。また、ユニット制を本格導入する。
- 日記・生活アンケート・意見聴取等措置に加えて、アドボケイトの導入、退所時アンケートの実施等、より児童のニーズを把握できる体制を構築する。
- ユニット制の本格導入などをふまえて、トラウマインフォームドケアや、こどもの権利擁護に関する研修を実施し、職員の資質向上に努める。
- 令和7年度より、毎年1カ所のペースで第三者評価の受審を実施。